

自転車も乗って走れば クルマです!!



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

(平成19年7月10日 中央交通安全対策会議交通対策本部)

じてんしゃまな一あっぱ

知っていますか?! 自転車の交通ルール

① 無灯火違反

ライトは、道路を照らすだけでなく相手に知らせる効果が高いもの



罰則

5万円以下の罰金

② 一時不停止違反

飛び出しは危険です
必ず停止し、左右の安全を確認しましょう

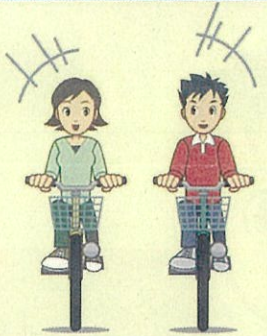


罰則

3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

③ 並進違反

自転車は一列で走行するのが原則! ただし、並進可の標識のある場所は除かれます



罰則

2万円以下の罰金
又は料料

④ 二人乗り違反

【除外事由】
16歳以上の人が幼児用座席に6歳未満の子どものを乗せるとき、
又は4歳未満の子どものを紐等でおんぶする場合を除く



罰則

2万円以下の罰金
又は料料

⑤ 通行区分違反: 車道左側(左端)通行

自転車は、道路の左側を通行するのが原則!
ただし、歩道を通行することが認められている場合は除かれます



罰則

3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

⑥ 徐行違反

【徐行すべき場所】
●徐行の標識のある場所
●左右見通しのきかない場所
●道路の曲がり角付近
●上り坂の頂上付近
●勾配の急な下り坂

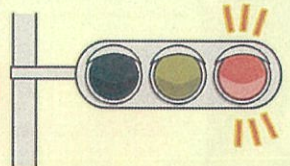


罰則

3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

⑦ 信号無視違反

罰則
3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



⑧ 傘や携帯電話を使用しての運転

傘や携帯電話を使用しての運転はバランスを崩すだけでなく「前が見えない」「前を見ない」運転となり極めて危険です

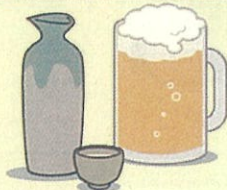


罰則

5万円以下の罰金

⑨ 酒酔い運転

罰則
5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金



⑩ ブレーキ装置のない自転車

ブレーキ装置のない自転車を公道で運転してはいけません



罰則

5万円以下の罰金

⑪ 歩道を通行する場合は…

●車道側寄りを「徐行」 ●歩行者優先(妨害禁止)

罰則

いずれも
2万円以下の罰金
又は料料



自転車歩道を通行できる場合

- ①「歩道通行可」の標識や道路標示がある場合
- ②13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体障害者が運転する場合
- ③道路工事をしていたり、道幅が狭くて車が多いなど、車道通行が危険な場合



「歩道通行可」の標識(左)と道路標示(右)